



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課） ..... 1

### 告 示

- 電子情報処理組織を使用する行政手続等（障害保健福祉課） ..... 3
- 結核予防法による指定医療機関の指定（健康増進課） ..... 3
- 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退（健康増進課） ..... 3
- 肥料の登録（営農支援課） ..... 4
- 公有水面埋立しゅん功認可・2件（漁港漁場課） ..... 4
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） ..... 5

### 公 告

- 貸金業者の登録の取消し（県民生活課） ..... 6
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） ..... 6

## 規 則

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 1月31日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 牧 野 浩 隆

### 沖縄県規則第2号

#### 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成10年沖縄県規則第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第24条―第24条の3」に改める。

第2条第3項中「公営住宅変更申出書」を「公営住宅（改良住宅）変更申出書」に、「公営住宅交換申出書」を「公営住宅（改良住宅）交換申出書」に改める。

第22条中「県営住宅」を「県公営住宅」に改める。

第24条中「できる者」と、「」の次に「第2条第3項中「公営住宅の」とあるのは「改良住宅の」と、「」を加え、「（県改良住宅の）」と、「」の次に「第14条中「条例第16条第1項、第31条第1項、第33条第1項又は第52条第1項の規定により家賃」とあるのは「条例第56条及び第59条第2項の規定により家賃及び割増賃料」と、第15条第1項及び」を加える。

第24条の次に次の2条を加える。

（県改良住宅の家賃）

**第24条の2** 条例第56条の規定による県改良住宅の家賃は、別表第1のとおりとする。

（県改良住宅の割増賃料の倍率）

**第24条の3** 条例第59条第2項の知事が別に定める倍率は、次に掲げる表の左欄に定める区分に応じてそれぞれ右欄に定める倍率とする。

入居者の収入	倍率
--------	----

137,000円（条例第6条第1項第2号アに該当する場合にあっては、178,000円）を超え、200,000円以下の場合	0.3
200,000円を超え、242,000円以下の場合	0.5
242,000円を超える場合	0.8

別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第24条の2関係）

名 称	位 置	建設年度	構 造	一戸あたりの家賃月額	間取り
豊見城団地県改良住宅	豊見城市	平成17年度	高層耐火	30,500円	2DK
				35,900円	3DK
				35,900円	2LDK
				41,800円	3LDK
				41,500円	3LDK（車椅子対応型）

第3号様式中「公営住宅」を「公営住宅（改良住宅）」に、「県営住宅 団地 号」を「公営住宅（改良住宅） 団地 号」に改める。

第4号様式中「公営住宅」を「公営住宅（改良住宅）」に改める。

第5号様式中「家賃を」を「家賃（県改良住宅に入居し割増賃料を加算されている者にあつては家賃及び割増賃料）を」に、「県営住宅又は共同施設」を「県営住宅、共同施設又は地区施設」に改める。

第7号様式中「未納の家賃」を「未納の家賃（県改良住宅に入居し割増賃料を加算されている者にあつては未納家賃及び割増賃料）」に改める。

第10号様式中「家賃」を「家賃（県改良住宅に入居し割増賃料を加算されている者にあつては家賃及び割増賃料）」に、「県営住宅又は共同施設」を「県営住宅、共同施設又は地区施設」に改める。

第15号様式中「精神薄弱」を「知的障害」に、「近傍同種の住宅の家賃（民間賃貸住宅の家賃並）」を「県公営住宅にあつては近傍同種の家賃（民間賃貸住宅の家賃並）、県改良住宅にあつては家賃に割増賃料を加算した額」に改める。

第16号様式中「公営住宅法」を「公営住宅法（改良住宅にあつては、住宅地区改良法）」に改める。

第17号様式中「条例第31条の規定により算定された家賃」を「条例第31条により算定された家賃又は条例第56条及び第59条第2項の規定により算定された家賃及び割増賃料」に、「公営住宅法」を「公営住宅法（改良住宅にあつては、住宅地区改良法）」に改める。

第19号様式中 「公で営い住う宅収法入」を 「公に改良法あつては、でいう収入（改良住宅住宅地区）」に改める。

第25号様式中「円」を「円（うち割増賃料 円）」に改める。

第28号様式中

減免する額及び期間	割 合	金 額	期 間		
			年	月	日から
			年	月	日まで

を

減免する額及び期間	割 合	金 額	期 間		
			年	月	日から
			年	月	日まで
減免後の家賃及	減免後の家賃の金額		円		

に改める。

「 び敷金の金額 | 減免後の敷金の金額 円 」

第37号様式中

「2 電気、水道、ガス等は、廃止の手続を執り、退去の際、料金の支払領収書を係員に提示すること。」を

「2 電気、水道、ガス等は、廃止の手続を執り、退去の際、料金の支払領収書を係員に提示すること。」

3 家賃は、県改良住宅に入居し割増賃料を加算されている者にあつては、割増賃料を含めたものとする。」に改める。

第38号様式中「県営住宅」を「県公営住宅」に改める。

第39号様式中「県営住宅使用許可通知書」を「県公営住宅使用許可通知書」に、「県営住宅名」を「県公営住宅名」に、「県営住宅所在地」を「県公営住宅所在地」に、「県営住宅又は」を「県公営住宅又は」に改める。

第40号様式及び第41号様式中「県営住宅」を「県公営住宅」に改める。

附 則

この規則は、平成18年 2月11日から施行する。

告 示

沖縄県告示第66号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年沖縄県規則第54号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等を次のとおり告示する。

平成18年 1月31日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 牧 野 浩 隆

- 1 電子情報処理組織を使用して行わせる手続等 応急入院指定病院の指定の申請及び更新申請
- 2 手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4第1項
- 3 使用を開始する日 平成18年 2月 3日

沖縄県告示第67号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成18年 1月31日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 牧 野 浩 隆

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
ふく薬局具志川店	うるま市江洲464番地の1	平成17年11月11日
やぎ薬局	那覇市字寄宮150番地	平成17年12月 1日
なごさくら薬局	名護市大北三丁目 9番 8号	平成17年12月 8日
あおぞら薬局	南風原町字与那覇236の 1番地	平成17年12月 9日
さんり薬局宇地泊店	宜野湾市宇地泊687番地	平成17年12月12日

沖縄県告示第68号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成18年 1月31日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 牧 野 浩 隆

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退の効力発生日
コザ薬局	沖縄市照屋一丁目14番5号	平成11年12月17日
ももはら薬局	沖縄市字桃原291番地の7	平成13年11月26日
やぎ薬局	那覇市字寄宮150番地	平成17年11月30日
保険薬局さくら	名護市大北三丁目9番8号	平成17年12月7日
さくら薬局	読谷村字波平2460番地の5	平成17年12月31日
あかみち薬局	宜野湾市上原一丁目1番5号	平成17年12月31日
のだけ薬局	宜野湾市野嵩二丁目27番24号	平成17年12月31日
南高原薬局	沖縄市字比屋根二丁目3番15号	平成17年12月31日

沖縄県告示第69号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成18年1月31日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 牧 野 浩 隆

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者		登録年月日
				氏名又は名称	住所又は所在地	
沖縄県生 第238号	肉骨粉	610豚鶏 肉骨粉	窒素全量 10.0	有限会社 沖縄化製工業	沖縄県南城市大 里字大城1927番 地	平成18年 1月16日
			りん酸全量 6.0			

沖縄県告示第70号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成18年 1月31日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 牧 野 浩 隆

1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成18年1月20日 沖縄県指令農第32号

2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 認可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

(2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 稲嶺恵一

3 埋立区域

(1) 位置 宜野湾市大山7丁目680番7及び1350番12の地先公有水面

(2) 区域 次の①の地点から⑦-1の地点までを順次に直線で結んだ線、⑦-1の地点から⑩の地点までを順次に直線で結ぶ平成14年7月18日付け沖縄県指令農第982号の免許に係る埋立区域との境界線及び①の地点と⑩の地点を結ぶ平成11年の秋分の満潮位(DL+2.19メートル)における公有水面と既設護岸との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点(安1)大山(北緯26度16分40秒6427、東経127度44分56秒7220)から310度56分41秒1,038.54メートルの地点

②の地点 ①の地点から19度32分18秒83.73メートルの地点

③の地点 ②の地点から289度20分59秒4.59メートルの地点

④の地点 ③の地点から19度29分53秒90.04メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から109度30分16秒42.37メートルの地点

⑤-1の地点 ⑤の地点から199度26分14秒17.83メートルの地点

⑤-2の地点 ⑤-1の地点から288度30分03秒1.49メートルの地点

⑤-3の地点 ⑤-2の地点から199度25分10秒4.49メートルの地点

- ⑤-4の地点 ⑤-3の地点から109度01分58秒1.49メートルの地点  
 ⑥-1の地点 ⑤-4の地点から199度28分20秒25.50メートルの地点  
 ⑥-2の地点 ⑥-1の地点から288度10分49秒1.50メートルの地点  
 ⑥-3の地点 ⑥-2の地点から199度28分55秒4.48メートルの地点  
 ⑥-4の地点 ⑥-3の地点から109度00分24秒1.49メートルの地点  
 ⑥-5の地点 ⑥-4の地点から199度36分40秒12.26メートルの地点  
 ⑥-6の地点 ⑥-5の地点から109度25分40秒22.24メートルの地点  
 ⑥-7の地点 ⑥-6の地点から199度13分53秒1.50メートルの地点  
 ⑥-8の地点 ⑥-7の地点から109度34分30秒4.49メートルの地点  
 ⑥-9の地点 ⑥-8の地点から19度38分56秒1.49メートルの地点  
 ⑦-1の地点 ⑥-9の地点から109度24分19秒16.20メートルの地点  
 ⑧の地点 ⑦-1の地点から199度29分51秒24.97メートルの地点  
 ⑨の地点 ⑧の地点から109度29分56秒60.00メートルの地点  
 ⑩の地点 ⑨の地点から199度29分10秒5.95メートルの地点

(3) 面積 11,642.99平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成12年8月3日 沖縄県指令農第1726号

5 関係図書を閲覧することができる市町村名 宜野湾市

### 沖縄県告示第71号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成18年1月31日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 牧 野 浩 隆

1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成18年1月20日 沖縄県指令農第33号

2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 認可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

(2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 稲嶺恵一

3 埋立区域

(1) 位置 宜野湾市大山7丁目1350番76の地先公有水面

(2) 区域 次の各地点のうち①の地点と③の地点までを順次に直線で結ぶ平成14年の秋分の満潮位（DL+2.29メートル）における公有水面と既設護岸との境界線、③の地点と④の地点とを直線で結んだ線、④の地点と⑥の地点までを順次に直線で結ぶ平成14年の秋分の満潮位（DL+2.29メートル）における公有水面と既設護岸との境界線及び①の地点と⑥の地点とを結ぶ平成14年の秋分の満潮位（DL+2.29メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点（安1）大山（北緯26度16分40秒6427、東経127度44分56秒7220）から328度45分17秒1,220.34メートルの地点

②の地点 ①の地点から199度10分50秒6.79メートルの地点

③の地点 ②の地点から110度06分08秒0.65メートルの地点

④の地点 ③の地点から199度26分36秒46.54メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から289度23分16秒29.88メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から19度29分42秒53.39メートルの地点

(3) 面積 1,588.87平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成15年12月26日 沖縄県指令農第1836号

5 関係図書を閲覧することができる市町村名 宜野湾市

### 沖縄県告示第72号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、文部科学省大臣

官房文教施設企画部長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成18年 1月31日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 牧 野 浩 隆

- 1 公共測量を実施する地域 恩納村字谷茶及び南恩納
- 2 公共測量を実施する期間 平成18年 2月 1日から平成18年 3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（沖縄科学技術大学院大学（仮称）建設予定地地形測量調査）

**公 告**

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定により、同法第3条第1項の規定による貸金業者の登録を次のとおり取り消した。

平成18年1月31日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 牧 野 浩 隆

- 1 商号又は名称 紅商事
- 2 氏名又は代表者の氏名 辺土名恵美子
- 3 主たる営業所等の所在地 沖縄県糸満市西崎町三丁目203番地
- 4 登録番号 沖縄県知事（2）第03261号
- 5 登録年月日 平成15年 2月10日
- 6 行政処分の年月日 平成18年1月20日
- 7 行政処分の内容 登録の取消し
- 8 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第37条第1項第1号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成18年 3月13日まで縦覧に供する。

平成18年 1月31日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 牧 野 浩 隆

- 1 申請のあった年月日 平成18年 1月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄有用植物研究会
- 3 代表者の氏名 賀川 健二
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市泉崎2丁目3番3号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域資源を生かした産業の振興、環境の保全及びまちづくり・むらづくりの推進等に寄与するため、沖縄に在来する植物及び沖縄の気候風土に適する有用な植物を発掘・導入し、その有効活用の方策を探究すると共に、繁殖方法、栽培方法、販売方法等を調査研究し、その知識や技術を広く沖縄県民及び県下の自治体、団体、その他の愛好会等に普及・啓発していくことを目的とする。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9-16 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	--